

「高槻市感染症予防計画」(素案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1)募集期間 令和6年1月17日(水)から令和6年2月16日(金)まで
- (2)募集方法 持参、郵送、FAX、市ホームページ
- (3)閲覧場所 保健予防課、行政資料コーナー、各支所、市立各公民館、各コミュニティセンター、及び市ホームページ
※保健予防課、行政資料コーナー、各支所には点字版も配架

2 実施結果

- (1)意見者数 個人:2人、団体:1団体
- (2)意見件数 11件(郵送:2件、FAX:7件、簡易電子申込:2件)
- (3)意見内容

項目	件数
第一章 計画の概要	1件
第二章 感染症対策の指針の基本的な考え方	4件
第三章 各論	6件
合計	11件

3 提出意見に対する市の対応

別紙のとおり

「高槻市感染症予防計画」（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

No.	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	第一章	1	2 計画の位置づけ	広報誌への掲載や市民向け（住民向け）の説明会を行ってください。	ご意見として承り、本計画を推進していくにあたり、参考にさせていただきます。	原案どおり
2	第二章	3	1 事前対応型行政の構築	予防内容及び全体的な予防計画の発表と進捗状況の公表が必要ではないか。	本計画は、策定後に市ホームページ等で公表する予定です。 本計画に関する進行管理については、大阪府が設置する都道府県連携協議会において進捗管理を行い、公表される予定です。	原案どおり
3	第二章	3	2 市民等一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	①市民等へどこでどのくらいの情報を公表するのか明記してはどうか。 ②医療提供体制の充実とは具体的に何をどうするのか説明してほしい。	①市民等への情報の公表については、本計画の第三章各論第1の1（1）及び2（1）に記載しております。 ②医療提供体制の確保については、本計画の第三章各論第4に記載しております。	原案どおり
4	第二章	3	3 人権の尊重 4 情報公開と個人情報の保護	①患者の通院、入院等にかかる費用も心配事と思うがどのように援助するのか。 ②人権の尊重が一番と思うがどこまで公表するのか。	①入院勧告または入院の措置を実施した場合、市は、感染症法第37条に基づき、医療に要する費用を負担することとなっております。 ②感染症患者等の人権の尊重と情報の公表については、本計画の第三章各論第1の2（1）及び第12（2）に記載しております。	原案どおり
5	第二章	3 4	5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 6 実施機関等の役割	・どこの部署が担当、誰が責任者か明記してはどうか。 ・各役割の取組をもう少しわかりやすく説明して下さい。	第二章については、基本的な考え方を記載しており、詳細の取組や主体となる担当については、第三章各論に記載しております。	原案どおり

6	第三章	7 ～ 9	第1 1 感染症の発 生の予防のため の施策に関する 事項	<p>9ページの最終段落に以下のとおり、「(4) その他」を追加することを提案します。</p> <p>(4) その他 医薬品開発等のため感染症の病原体を取り扱う施設においては、地震・浸水等の災害発生時においても病原体が施設外に漏洩しないように予防措置を講じるように指導します。市においては、その予防措置の妥当性を確認します。</p>	<p>感染症法に基づく特定病原体等の所持施設の管理監督業務につきましては、厚生労働省または近畿厚生局が行うこととなっております。</p>	原案どおり
7	第三章	7 ・ 8	第1 1 (1) 感染症発 生動向調査	<p>①「ア 情報の収集、分析及び公表」について その都度どこでどの様な病原体が発生したのかを市民に早急に公表。病原体の収集分析の結果の公表も必要と思われる。</p> <p>②「イ 感染症の届出の周知徹底等」について ・電磁的方法とはどの様にするのか。 ・感染症の所見がある者、電磁的報告が出来ない場合の処置はどうか。 ・費用の問題で防止措置が出来ない場合の対処方法は。 ・二類、三類、四類、五類感染症とはどの様なものなのか明記してはどうか。また、どの様な症状が出るのか教えてほしい。</p> <p>③「ウ 定点医療機関（指定届出機関）及び病原体の提出医療機関等（指定提出機関）の確保等」について 定期的に感染症の発生状況を公表してはどうか。</p> <p>④「エ その他」について 動物がいる全てが調査を実施するのか。</p>	<p>①③市民等への情報の公表については、本計画の第三章各論第1の1（1）及び2（1）に記載しております。</p> <p>②電磁的方法とは、厚生労働省が運用するシステム等が該当します。電磁的方法の届出ができない医療機関については、文書等による届出を受付しております。</p> <p>また、本計画は「大阪府感染症予防計画」に即して作成しており、当該計画との整合性を図るため、感染症法に定義されている感染症の詳細については記載しておりません。</p> <p>④感染症法に基づき、獣医師による届出があった場合に調査等を行います。</p>	原案どおり

8	第三章	8 ・ 9	第1 1 (2) 感染症対策部門と各関係部門及び機関との連携	<p>①「ア 食品衛生部門との連携」について どれくらいの期間で検査を実施(定期的実施)するのか。 検査結果の公表が必要、および対策等。</p> <p>②「イ 環境衛生部門との連携」について どこで何時、感染症予防のため駆除を実施するのか知らせ てはどうか。過剰な消毒駆除とはどれくらいの頻度で実施す るのか。</p> <p>③「オ 関係機関及び関係団体との連携」について 感染症の予防とは具体的にどの様に行うのか。</p>	関係法令に基づき、必要に応じて適切に対応して まいります。	原案どおり
9	第三章	1 0 ～ 1 2	第1 2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	<p>①「(1) 患者情報等の公表」について 名前は非公開にして患者の情報は公開しても良いのではな いか。</p> <p>②「(2) ア 積極的疫学調査の実施」について ・国内で発生していない感染症とはどのような症状が出るのか 公表してほしい。 ・動物が人に感染させたらどのような症状が出るのか。</p> <p>③「(3) ア 健康診断等における手続等」について 協議会委員の任命に当たって本当に適正か審査する必要がある のではないか。</p> <p>④「(3) ウ 健康診断」について なぜ健康診断を受けるのかを詳しく説明してほしい。ど こまで診断してくれるのか説明が必要ではないか。</p> <p>⑤「(3) エ 就業制限」について 対象者は有給なのか、無給なのか明記してほしい。</p> <p>⑥「(3) オ 入院勧告」について 入院費用等の問題はどうか。(資金不足等)</p>	<p>①②市民等への情報の公表については、本計画の第 三章各論第1の1(1)及び2(1)に記載して おります。</p> <p>③感染症の診査に関する協議会については、感染症 法第24条の規定に従い、委員を任命して おります。</p> <p>④健康診断については、感染症法第17条に基づ き対応しております。</p> <p>⑤就業制限に関して、感染症法に基づく経済 的な補償はありません。</p> <p>⑥入院勧告または入院の措置を実施した場合、 市は、感染症法第37条に基づき、医療に 要する費用を負担することとなっております。</p>	原案どおり

10	第三章	27	第6 宿泊施設の確保に関する事項	<p>「要支援・要介護高齢者対応施設の整備」だけでなく、難病、障がい者対応施設についてもご検討ください。</p> <p>コロナ禍では、ご本人の感染だけでなく、介護する家族が感染し入院され、濃厚接触の高齢者、障がい児者が家に残されるケースが多発しました。本人対応施設、感染症発症の可能性の高い高齢者、障がい児者、乳幼児の宿泊施設も必要と考えます。</p>	<p>ご意見として承り、大阪府と連携して、本計画を推進していくにあたり、参考にさせていただきます。</p>	原案どおり
11	第三章	36	第13 (2) 災害防疫	<p>「その際、保健所を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。」との記載がありますが、保健所は淀川氾濫時に3～5mの浸水が想定される場所であり、保健所が被災して機能しない場合の対応についても言及しておくべきと思います。以下に、追記案を示します。</p> <p>なお保健所が被災し拠点として機能しない場合は、市の災害対策本部が代行します。</p>	<p>保健所の建物が被災し拠点として機能しない場合は、その他公共施設等に保健所の機能を移して対応を行うものと考えております。</p>	原案どおり